

加古川市狭あい道路整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力を得て、道路の用地確保及び整備を行うことにより、市民の日常生活の利便の向上、生活環境の整備及び災害時における安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路で市道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路で、加古川市（以下「市」という。）が管理するものをいう。以下同じ。）であるもの及び市長がこれと同等と認める道路をいう。
- (2) 地区施設道路 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第3号の規定による道路をいう。
- (3) 協定道路 加古川市開発事業の調整等に関する条例（平成19年条例第1号）第12条第1項の規定により道路整備協定が締結された道路をいう。
- (4) 建築行為 建築物を建築し、又は建築物以外の工作物を築造する行為をいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築行為をしようとする建築主並びに後退道路用地の所有者及び後退道路用地内にある工作物の所有者をいう。
- (6) 後退道路用地 第1号、第2号又は第3号に規定する道路の拡幅後の道路境界線と既存道路の境界線との間に存在する土地をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、前条第1号に規定する道路に接する土地、及び前条第1号に該当し、かつ前条第2号又は第3号に規定する道路に接する土地で、次の各号のいずれかに該当する土地について適用するものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第88条第1項により準用される場合を含む。）に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）がなされる建築行為に係る土地
- (2) その他第1条に規定する目的を達成するために市長が特に必要があると認める土地

(事前協議等)

第4条 建築主等は、確認申請を提出しようとする前に狭あい道路事前協議書（様式第1号）を

市長に提出し、次に掲げる事項について協議を行うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、当該協議を省略することができる。

- (1) 後退道路用地の範囲に関する事。
- (2) 市長が後退道路用地の寄附を受け、もしくは買取ること（以下「買取等」という。）又は無償土地使用貸借契約（以下「無償使用契約」という。）による後退道路用地の使用に関する事。
- (3) 後退道路用地の整備に関する事。
- (4) 後退道路用地の維持管理に関する事。
- (5) その他、後退道路用地を一般通行の用に供するため市長が必要と認めるもの。

2 狭あい道路事前協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 現場写真
- (4) その他市長が必要があると認めるもの

3 市長及び建築主等は、第1項の規定に基づく協議が成立したときは、協議事項について契約等を締結するものとする。

4 市長は、協議を受けた後退道路用地の整備及び維持管理が困難であると認める場合は、協議を打ち切るものとし、当該協議を打ち切った土地には第10条を除き、次条からの規定は適用しない。

(道路用地の買取等及び無償使用契約)

第5条 市長は、後退道路用地を別に市長が定める基準に基づき、買取等により取得するものとする。

2 前項の規定による買取等により取得する後退道路用地は、道路との境界が確定しているものでなければならない。

3 市長は、後退道路用地を前項の規定による道路との境界の確定が行えない等の理由により取得することが困難なときは、無償使用契約により使用できるものとする。

(測量及び登記手続き)

第6条 市長が後退道路用地を買取等により取得するときは、当該後退道路用地に係る測量並びに分筆及び所有権移転に係る登記手続については、原則として市長が行うものとする。なお、建築物の建築時に土地の分筆等がある場合は、市長は、後退道路部分の分筆も併せて行うよう建築主等に協力を要請するものとする。

2 市長が後退道路用地を無償使用契約により使用するため必要があると認めるときは、当該後退道路用地に係る測量については、原則として市長が行うものとする。

3 第1項又は第2項に係る測量並びに分筆及び所有権移転に係る登記手続については、道路の拡幅整備工事施工時に行うものとする。

(後退工事)

第7条 建築主等は、第4条第1項の規定による協議が成立したときは、速やかに、後退道路用地内にある門、塀、生垣、擁壁その他通行の支障となるもの（以下「門、塀等」という。）を除去し、道路として使用が可能な状態にする工事（以下「後退工事」という。）に着手しなければならない。

2 建築主等は、原則として、当該建築行為が完了するまでに後退工事を完了させ、後退工事完了届（様式第2号）を市長に提出するとともに、その確認を受けなければならない。

(道路用地の整備及び維持管理)

第8条 市長は、第5条の規定による買取り等により取得し、又は無償使用契約により使用する後退道路用地を、周辺の路面状況に応じて整備し、維持管理するものとする。なお、道路の整備時期については、予算の範囲内で路線の重要度や事業効果を考慮し、決定するものとするが、拡幅整備工事に至るまでの間の暫定的な対策として、現況道路に応じた路面の舗装を実施するものとする。

2 市長は、将来の拡幅整備工事に支障を及ぼさないよう、建築主等に対して後退道路用地との敷地境界に排水施設等の構造物の設置を要請するものとする。

(道路区域への編入)

第9条 市長は、狭あい道路事前協議書に基づき、市道に接する後退道路用地を道路区域に編入することについて建築主等の承諾を得たうえ、道路区域の変更と供用開始の告示を行うものとする。なお、買取り等に伴う所有権移転登記手続が完了するまでの間は、市長は、建築主等との無償使用契約書を締結するものとする。

(後退杭の設置)

第10条 市長は、建築主等に対して、後退道路用地の境界に市長が指定する杭又はプレート等の後退杭の設置を要請することができる。

(角地の隅切りの整備)

第11条 市長は、後退道路用地に接する土地に隅切りが必要な場合は、隅切りに必要な用地を確保し、整備するものとする。

2 市長は、隅切りの用地を別に市長が定める基準に基づき、買取り等により取得し、又は無償

使用契約により使用するものとする。

(適用除外)

第12条 次に掲げる道路については、この要綱を適用しないものとする。ただし、建築主等が測量、分筆登記及び後退道路の整備をすべて行うものについては、この限りではない。

(1) 狭あい道路に接する土地で、加古川市開発事業の調整等に関する条例の規定に基づき市長と協議する開発事業に係るもの

(2) 加古川市道路位置指定取扱い基準（平成18年4月1日施行）に係るもの

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則（平成23年2月18日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(加古川市生活道路整備要綱の廃止)

2 加古川市生活道路整備要綱（平成11年12月22日決定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第88条第1項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。）の規定による確認の申請がなされたこの要綱による廃止前の加古川市生活道路整備要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の適用対象物件については、旧要綱の規定は、平成23年6月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

2 この改正の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。